

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
28年-11 (28. 3.29)	教 育	<p>奨学金制度の充実強化を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>一般に、諸外国における奨学金は、通常返済義務がない給付奨学金を指す。一方、我が国の公的な奨学金制度は、(独)日本学生支援機構が運営する貸与奨学金が中心で、貸与者数及び貸与額は年々増加している。第一種は金利が無いものの、第二種には金利がかかり、その実質は借金である。同機構は、奨学金制度を金融業と位置づけ、無利子から有利子へと軸足が移ってきてている。1998年から2013年までの15年で、有利子の貸与人数は9倍超。この利子負担は、とりわけ低所得者層には、重くのしかかるものである。</p> <p>近年、大学等の入学金や授業料等が上昇する中で、家計の教育費負担が増加しており、学生の半数近くが奨学金を受給している状況にある。貧困層の増加に伴い、2012年には33万4千人、未返済額は925億円と、奨学金の滞納者が増加している。</p> <p>同機構は、返還が困難である場合の救済措置として、返還期限の猶予や、割賦金額の引き下げなどの制度を設けているが、これらの制度は適用要件が厳しい。また、平成26年度に延滞利率が10%から5%に引き下げられたものの、未だにこの負担が重いとの課題が指摘されている。3ヶ月以上の延滞者のうち、63.1%が貧困ラインの年収200万以下で、若年層の貧困化が滞納増加の一因と分析すべきである。</p> <p>更に、滞納者への取立てについて、3ヶ月の延滞でクレジット会社などが加盟する個人信用情報機関に登録されるなど、サラ金を思わせる徴収の実態もある。このような行為は、家を建てたりローンを組むなど、若者の将来における活動に支障をきたすものであり、慎重になされなければならない。</p> <p>については、国会及び政府に対し、意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学を断念せず、安心して学ぶことができる</p>	足 羽 佑 太 (倉吉市)

環境を整備するため、次の事項について意見書を提出してほしい（項目はあくまで案であり、その細かい内容についてはこだわらない）。

なお、審査にあたっては、実務を行っている大学関係者や学生、返還を行っている者等から、奨学金制度の実態等について聴取されるなどして、ぜひ現場の声を聞いてあげてほしい。

▶陳情趣旨

昨今社会問題化している「若者の貧困」に関連し、若者が教育の権利を十分に享受できるよう、現行の奨学金制度の充実・改善を求める意見書の提出をお願いしたい。

- 1 高校生の給付型奨学金制度を拡充し、大学生等を対象の給付型奨学金の新設を検討すること。
- 2 無利子奨学金を充実させ、延滞金の賦課率をさらに引き下げるのこと。
- 3 返還期限の猶予や返還免除、減額返還などの救済措置の周知と拡充を図ること。